

昭和四十六年総理府令第十号

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中再処理の事業に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則を次のように定める。

(定義)

この規則において使用する用語は、核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「管理区域」とは、再処理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超える空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。)の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超えて、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

三 「保全区域」とは、再処理施設の保全のために特に管理を必要とする場合であつて、管理区域以外のものをいう。

四 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものである。

五 「放射線業務従事者」とは、使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものである。

六 「放射性廃棄物」とは、使用済燃料等で廃棄しようとするものをいう。

七 「海洋放出施設」とは、貯溜槽、ろ過装置、導管、放出口等よりなる施設であつて、液体状の放射性廃棄物を海洋に放出するものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。)第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画(同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号並びに第七号及びロにおいて「事業指定基準規則」という。)第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象
ロ 再処理施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)
ハ 再処理施設内における火災、溢水、化学薬品の漏えいその他の再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊をいう。

(再処理の事業の指定の申請)
一 法第四十四条第二項第三号の再処理能力については、一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに、記載すること。

二 法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によるものとする。

一 法第四十四条第二項第三号の再処理能力については、一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに、記載すること。

二 法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 再処理施設の位置
イ 再処理施設の位置

イ 再処理施設の面積及び形状

イ 再処理施設の位置

ロ 再処理施設の一般構造

ロ 再処理施設の臨界防止に関する構造

ハ 放射線の遮蔽に関する構造

ハ 火災及び爆発の防止に関する構造

ハ 耐震構造

ハ 耐津波構造(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

ハ その他の主要な構造

ハ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備

ハ 構造

ハ 主要な設備及び機器の種類

ハ 主要な設備及び機器の種類

ハ 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力

ハ 主要な核的制限値

ハ せん断処理施設

ハ 再処理設備本体の構造及び設備

ハ 構造

ハ 主要な設備及び機器の種類

ハ せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力

ハ 主要な核的制限値

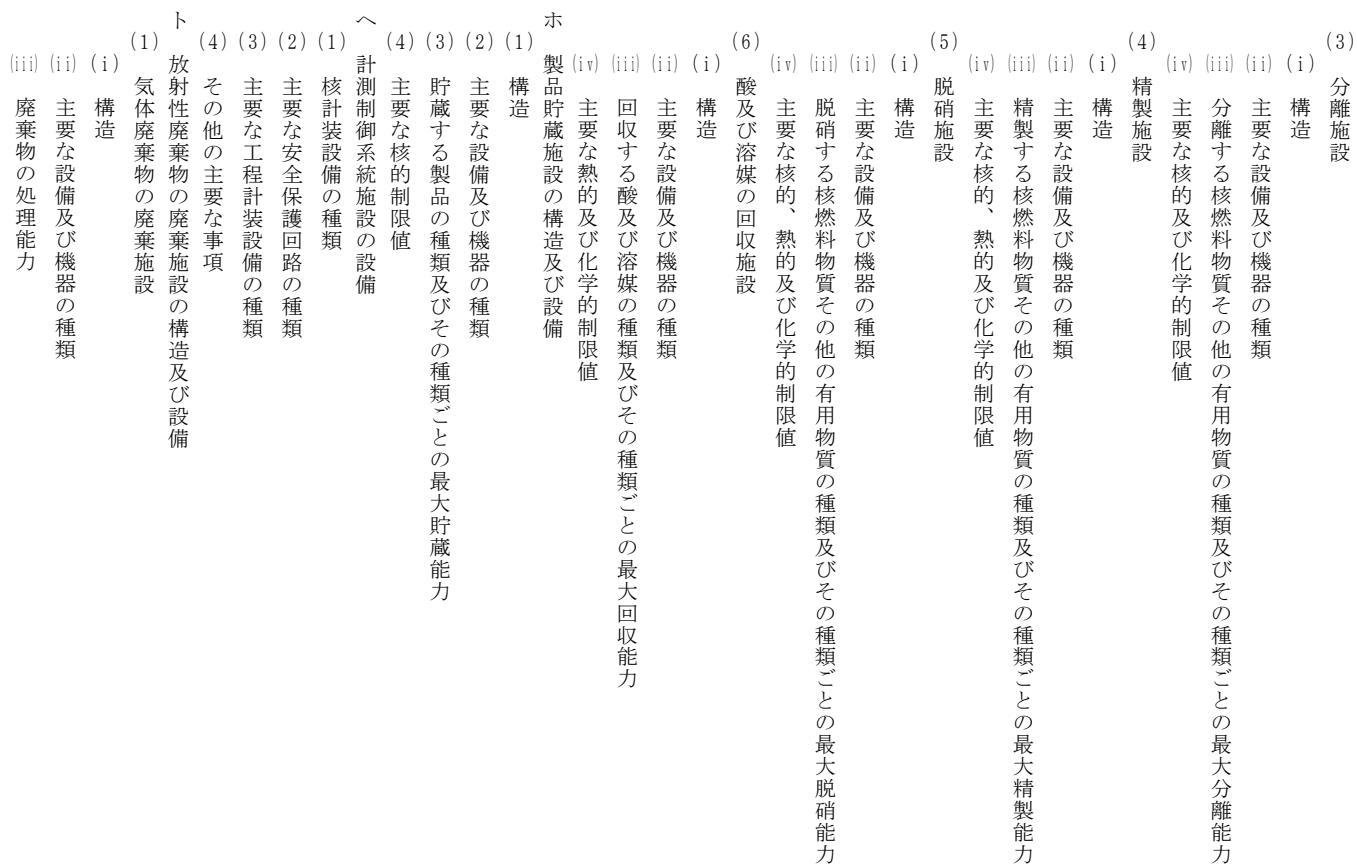
ハ 溶解施設

ハ 構造

ハ 主要な設備及び機器の種類

ハ 溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力

ハ 主要な核的、熱的及び化学的制限値



三 イ 六 法第四十四条第二項第四号の再処理の方法については、次の区分によつて記載すること。

イ 再処理の方法の概要

ハ 再処理工程における核燃料物質收支図

四 法第四十四条第二項第五号の再処理施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

五 法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法については、処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載すること。

六 法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

七 イ ハ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ト 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

八 法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事項に応じ、それそれに定める事項を記載すること。
イ 運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに發

生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果

診断書に代えて当該役員が法第四十四条の二第三号に該当しないことを説明する書類を提出することができる。(重大事故)

□ 設計基準事故(事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載する。その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 再処理の事業の目的に関する説明書

二 次の事項を記載した事業計画書

イ 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に係る品質管理に必要な体制の評価の結果

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載する。

二 次の事項を記載した事業計画書

イ 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に係る品質管理に必要な体制の評価の結果

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載する。

二 次の事項を記載した事業計画書

ロ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画

ハ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定生産量

二 工事に要する資金の額及びその調達計画

ホ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

三 次の事項を記載した再処理に関する技術的能力に関する説明書

イ 特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるもの概要

ロ 主たる技術者の履歴

ハ その他再処理に関する技術的能力に関する事項

四 再処理施設を設置しようとする場所における気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

五 再処理施設を設置しようとする場所の中心から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十分の二の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

六 再処理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)

七 再処理施設の放射線の管理に関する説明書

八 再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十 現に事業を行っている場合には、その事業の概要に関する説明書

十一 法人について、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十二 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者(法人について、その業務を行なう役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。)

十三 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる

ホ	変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
イ	変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ	変更に係る主たる技術者の履歴
ハ	その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項
四	変更に係る再処理施設の場所における気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
五	変更に係る再処理施設の設置の場所の中心から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
六	変更後における再処理施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）
七	変更後における再処理施設の放射線の管理に関する説明書
八	変更後における再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
九	変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
3	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一本とする。 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)
第一条の五	法第四十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。
2	法第四十五条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。
3	法第四十五条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。 (設計及び工事の計画の認可の申請)
第二条	法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地
三	変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法
四	変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表
五	変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六	変更の理由
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
3	二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類 三 第一条の申請書の提出部数は、正本一本とする。 (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)
第四条	法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 変更に係る再処理施設の概要 三 法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号 四 変更の内容 五 変更の理由
2	前項の届出書の提出部数は、正本一本とする。 (使用前事業者検査の実施)
第四条の二	使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 構造、強度及び漏えいを確認するため十分な方法 二 機能及び性能を確認するために十分な方法

二	計測制御系統施設 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 ヘ 放射線管理施設 ト その他再処理設備の附属施設
四	工事工程表
五	設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六	再処理施設の変更の場合にあつては、変更の理由
2	前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下この項、次条第二項第二号、第七条の九第二項、第七条の十第二項、第十一条第一項第一号及び第十九条の三の五第一号イにおいて「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。
3	設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができるときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
4	第一項の申請書の提出部数は、正本一本とする。 (変更の認可の申請)
第三条	法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2	二 工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地
3	三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法
4	四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表
5	五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
6	六 変更の理由
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
3	二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類 三 第一条の申請書の提出部数は、正本一本とする。 (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)
第四条	法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 変更に係る再処理施設の概要 三 法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号 四 変更の内容 五 変更の理由
2	前項の届出書の提出部数は、正本一本とする。 (使用前事業者検査の実施)

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するためには十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行つた者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

十二 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第四条の四 再処理施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第九号。以下この条及び第十九条の五第一項第六号において「技術基準規則」という。)第十七条第一項又は第三十七条第一項に規定する容器等(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、技術基準規則第十七条第一項第三号又は第三十七条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する再処理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第五条 法第四十六条第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る再処理施設の概要

四 法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る再処理施設の使用の開始の予定期期

七 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときがあつては、その使用的期間及び方法

八 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)

三 第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 第一項第七号の特別の理由があるときあつては、その理由を記載した書類

五 前項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

六 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前確認を要しない場合)

第六条 法第四十六条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の再処理施設を試験のために使用する場合

別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三 再処理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 再処理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認め、使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 再処理施設の変更の工事であつて、第一条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

(使用前確認証)

第七条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条の規定による申請に係る再処理施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(定期事業者検査の実施時期)

第七条の九 定期事業者検査は、再処理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(定期期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、再処理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

二 前項の判定期間は、原子力規制検査において、再処理施設(当該再処理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することができ確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて再処理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 再処理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより再処理施設の保安の確保に支障を來さないもの

四 再処理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより再処理施設の使用時における再処理施設の保安の確保に支障を來さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

- 4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
- 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 直近の定期事業者検査が終了した年月日
- 四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 5 前項の申請書には、申請に係る再処理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
- 6 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(定期事業者検査の実施)
- 第七条の十 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するた
めに十分な方法
- 二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 3 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該再処理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 4 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
- 一 再処理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
- 二 再処理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果
- 三 再処理施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該再処理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
(定期事業者検査の記録)
- 第七条の十一 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の結果
- 八 検査を行つた者の氏名
- 九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 十 検査記録の管理に関する事項

- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 第十七条の十二 法第四十六条の二の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。
(定期事業者検査の報告)
- 第十七条の十一の二 法第四十六条の二の二第二項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。
- 2 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには遅滞なく、前項に規定するときにおいては検査開始予定日の一月前まで(第七条の十第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査の対象及び方法並びに期日
- 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
- 二 再処理施設及び第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項目
- 三 第三号の施設管理目標
- 三 第十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
- イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十一条第一項第四号イ
ロ 再処理施設の工事の方法及び時期
ハ 再処理施設の点検、検査等(以下この号及び第十一条第一項第四号において「点検等」と
いう。)の方法、実施頻度及び時期
二 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に保安の確保のための措置
- 四 第七条の十第二項に規定する判定する方法に関する事項(一定の期間を含む。)
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行
い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

- 七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のために他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するため）に有する装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置を有するものは、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 十一 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 十二 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 十三 再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。
- 十四 第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵（貯藏）に関する措置を講じなければならない。
- 十五 一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。
- 十六 二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- 十七 三 核燃料物質の貯蔵に従事する者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
- 十八 四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。
- 十九 五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 二十 六 プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。
- 二十一 （工場又は事業所において行われる廃棄）
- 二十二 第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。
- 二十三 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に當たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二十四 放射性廃棄物の廃棄に從事する者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 二十五 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- 二十六 イ 排気施設によつて排出すること。

- 四 ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。
- 五 ハ 多量の空気による希釈等の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 六 ハ 放射線障害防止の効果を持つた廃棄物は、冷却により必要な措置を講ずること。
- 七 ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 八 ロ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。
- 九 ハ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。
- 十 ハ 前号イの方法により廃棄する場合は、海洋放出施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって放出水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、海洋放出口において又は海洋放出監視設備において放出水中の放射性物質の量及び濃度を監視することにより、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようになること。
- 十一 ハ 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 一二 ハ 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- 一三 ハ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- 一四 ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。
- 一五 ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。
- 一六 ハ 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化すること。
- 一七 ハ 固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。
- 一八 ハ 容器の受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。
- 一九 ハ 当該保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
- 二十 ハ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。
- 二一 ハ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。
- 二二 ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関する第八条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。
- 二三 ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
- 二四 ハ 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- 二五 ハ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。
- 二六 ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。

第十六条の二 削除

（防護措置）

第十六条の三 法第四十八条第二項の規定により、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を探らなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質
イ ブルトニウム（ブルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十二号に掲げるものと同様）
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上で百分の二十に達しないウラン並びにこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質である。

二 照射されていない次に掲げる物質
イ ブルトニウム（ブルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十二号に掲げるものと同様）
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質である。

三 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気を吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）

四 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気を吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気を吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

六 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気を吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質である。

置る定項 措めに三	に定める 措置	次項 に定める 措置
--------------	------------	------------------

- イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）
- ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超えて百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えて一千キログラム以下のもの
- ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの
- ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの
- 九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの）
- ホウウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの
- 十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）
- 十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）
- 十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）
- 十三 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）
- 十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）
- 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行なうことができる装置を当該防護区域内に設置すること。
- 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行なうための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。
- 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

- 四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。
- 五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。
- (イ) 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。
- (ロ) 当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めることを証明する書面等（以下この項において「証明書等」といふ）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。
- (ハ) 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。
- (ホ) 防護区域、周辺防護区域等を所持する者が防護区域内に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。
- 七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。
- 八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域内においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、又はロに掲げる点検について、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。
- 九 特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。
- ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。
- 九イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。
- ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。
- (1) 鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。
- (i) 施設の出入口に施錠とともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

- (ii) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。
- (iii) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。
- 八 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
- 九 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。
- 十 運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
- ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。
- 十一 一人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。
- イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。
- 十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- イ キー及び錠について、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。
- 十三 中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 壁は、容易に破壊されないものであること。
- ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。
- 十四 交流電源を供給する全ての設備、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上の中のものに限る。）（以下この号及び次号において「使用済燃料等」という。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象板要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

口 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十五 交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域外防護対象権要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 テムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十七 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（第十九条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、そ

の機能を維持すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行なうための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は

周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行つてゐる見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法

により迅速かつ確実に行なうことができるようによること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行なうことができるようによること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上

の連絡手段により迅速かつ確実に行なうことができるようによること。

二十一 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

口 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ハ 遠隔から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行なうこと。

二 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行なうことができるようによること。

ハ 手段により迅速かつ確実に行なうことができるようによること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十二 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十三 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十四 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ホ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十六 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

（1） 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

（2） 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

（3） あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

四 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行ふおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入りうとする対象者について講ずること。

三 防護区域

第十五号ハに規定する区域

（4）（3）（2）（1）（1）

見張人の詰所

監視所

二十七 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

二十八 前各号の措置については、定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

二十九 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号口を除く。）、同項第十一号（同号口を除く。）、同項第十六号から第十九号まで、同項第二十二号から第二十五号まで、同項第二十七号及び同項第二十八号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域」周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「防護区域、周辺防護区域内及び立入制限区域内、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。」を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 防護区域の出入口において、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう特定核燃料物質を検知することができる装置等を用いて点検を行うこと。ただし、出入口に施錠とともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

四 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

五 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

口 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行ふおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入りうとする対象者について講ずること。

三 防護区域

第十五号ハに規定する区域

（4）（3）（2）（1）

見張人の詰所

監視所

二十七 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

二十八 前各号の措置については、定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

二十九 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号口を除く。）、同項第十一号（同号口を除く。）、同項第十六号から第十九号まで、同項第二十二号から第二十五号まで、同項第二十七号及び同項第二十八号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域」周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該防護区域、周辺防護区域内及び立入制限区域内、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。」を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 防護区域の出入口において、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう特定核燃料物質を検知することができる装置等を用いて点検を行うこと。ただし、出入口に施錠とともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

四 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

五 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

六 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確實に行うことができるように行うこと。

七 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入れることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。

八 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回されること。

九 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関すること。

十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。

十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。

十四 非常の場合に講すべき処置に関すること。

- 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十六 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十七 再処理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
- 十八 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。
- 十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する不適合をいう。以下この号及び次項第二十二条号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十 その他再処理施設に係る保安に関する必要な事項
- 二十一 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。
- 二十二 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二十三 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するもの）。
- 二十四 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
- 二十五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 二十六 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 二十七 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- 二十八 放射線管理に関すること。
- 二十九 放射性物質の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を除く。）に関すること。
- 三十 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。
- 三十一 非常の場合に講すべき処置に関すること。
- 三十二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 三十三 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 三十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を除く。）に関すること。
- 三十五 非常の場合に講すべき処置に関すること。
- 三十六 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 三十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 三十八 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。
- 三十九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 四十 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関すること。

- 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を除く。）に関すること。
- 十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。
- 十六 非常の場合に講すべき処置に関すること。
- 十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十八 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十九 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を除く。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 二十 再処理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）に関すること。
- 二十一 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。
- 二十二 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十三 廃止措置の管理に関すること。
- 二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項
- 二十五 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 二十六 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十七 廃止措置の管理に関すること。
- 二十八 その他の再処理施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項
- 二十九 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 三十 第十九条 法第五十条の二第一項の規定による核燃料取扱主任者の選任は、工場又は事業所ごとに業務に従事した期間が三年以上であることとする。
- 三十一 法第五十条の二第二項において準用する法第二十二条の二第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
- 三十二 放射線管理に関すること。
- 三十三 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- 三十四 非常の場合に講るべき処置に関すること。
- 三十五 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を除く。）に関すること。
- 三十六 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 三十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 三十八 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。
- 三十九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 四十 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関すること。
- 四十一 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。
- 四十二 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 四十三 防護区域（第十六条の三第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。
- 四十四 防護区域内防護対象枢要設備又は防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。

八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

九 情報システムセキュリティ計画に関すること。

十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備に関すること。

十一 非常の場合の対応に関すること。

十二 連絡体制の整備に関すること。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十四 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十五 再処理施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十六 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関する事項（第十六条の三第一項第二十一条号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関する事項。

十八 再処理施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関する事項。

十九 その他再処理施設に係る特定核燃料物質の防護に関する必要な事項

二十 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第十九条の二 法第五十条の四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとにを行うものとする。

二 法第五十条の四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通（再処理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第十九条の三 法第五十条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げる

一 再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。（安全性の向上のための評価の実施時期）

第十九条の三の二 法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行つてないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第十九条の三の三 法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、同条第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第十九条の三の四 法第五十条の四の二第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該再処理施設について、法第五十条第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該再処理施設において、再処理施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性的向上を図るためにイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第十九条の三の六 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（廃止措置として行うべき事項）

第十九条の四 法第五十条の四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、再処理施設の解体、使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る使用済燃料若しくは核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

七 廃止措置において廃棄する使用済燃料若しくは核燃料物質若しくは使用済燃料から分離され

た物又はこれらによつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すること

が想定される事故の種類、程度、影響等

- 十 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方針
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十四 廃止措置の工程
- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）
- （廃止措置実施方針の公表）
- 第十九条の四の四 法第五十条の四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。
- （廃止措置実施方針の見直し）
- 第十九条の四の四 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- （廃止措置計画の認可の申請）
- 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 性能維持施設
- 六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容
- 七 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し
- 八 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去
- 九 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄
- 十 廃止措置の工程
- 十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十二 前項の申請書には、次の各号に図面を添付しなければならない。
- 一 既に回収可能な核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 特定再処理施設（回収可能な核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第一項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期
- 二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期
- 三 前項の場合において、第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のかか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書
- 二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第二号の資料
- 四 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （廃止措置計画の変更の認可の申請）
- 第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
- 四 変更の理由
- 二 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
- 三 前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。
- 四 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （廃止措置計画に係る軽微な変更）
- 第十九条の七 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 二 法第五十条の五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 三 前項の規定は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 二 再処理設備本体から回収可能な核燃料物質が取り出されていること。
- 三 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれによつて汚染された物による災害の防止上適切なものであること。
- 前項の規定にかかるわらず、特定再処理施設（再処理設備本体から回収可能な核燃料物質を取り出しないものに限る。）に係る廃止措置計画の認可に係る法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定再処理施設におけるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十九条の九 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理施設の解体の実施状況

四 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡しの実施状況

五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去の実施状況

六 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄の実施状況

前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布状況

二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第十九条の十 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡しが完了していること。

二 廃止措置対象施設の敷地及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四 第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(廃止措置終了確認証)

第十九条の十一 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(旧再処理事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の十二 法第五十二条第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九条の十三 法第五十二条第一項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第十九条の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧再処理事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第十九条の十四 法第五十二条第一項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する者は、第十九条の六の規定の例により認可を受けようとする。

(旧再処理事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第十九条の十五 法第五十二条第一項において準用する法第十二条の七第四項により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等)

2 法第五十二条第一項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等)

2 前項の場合において、法第四十六条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。

三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に對処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。

四 再処理施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の海洋放出施設による排出の状況が異状が認められたとき。

五 气体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によつて排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第十六条第七号の線量限度を超えたとき。

七 使用済燃料等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 再処理施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入り制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の使用済燃料等が當該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 气体状の使用済燃料等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした使用済燃料等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 再処理施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えるおそれのあるとき。

十一 放射線業務従事者について第十条第一項第一号の線量限度を超えるおそれのあるおそれがあるとき。

十二 前各号のほか、再処理施設に關し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)
第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 再処理施設に火災が起こり、又は再処理施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、再処理施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

四 使用済燃料等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第二十条の二から第二十条の四まで 削除

(報告の徴収)

第二十一条 再処理事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 再処理事業者は、海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具その他の保安規定で定める物に係る放射性物質の種類別の濃度又は表面の放射性物質の密度に関する報告書を、毎年一月一日から三月三十一日までの期間、四月一日から六月三十一日までの期間、七月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

3 第一項及び前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(届出書類の提出部数)
第二十一条の二 法第四十四条の四第二項、第四十五条第四項、第四十六条の三及び第四十六条の六第一項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第二十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体を用いる。別記様式第三において同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第十八条第三項の書類
二 第十九条の二第二項の書類
三 第二十一条第一項及び第二項の報告書

附 則

(昭和五十二年一月一五日総理府令第四二号)
この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現に行われている核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関しては、当該運搬が終了するまでは、この府令の施行後も、なお従前の例による。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月三〇日総理府令第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

(経過措置)
第二条

4 再処理事業者についてのこの府令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第二十一条第四項の規定の適用(昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成すべき報告書に係る場合に限る。)については、同項中「毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に」とあるのは、「昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

附 則 (昭和五三年三月一九日総理府令第四号)

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月二八日総理府令第五号)

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月二六日総理府令第五五号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十二号)以下「改正法」という。の施行の日(昭和五十四年十二月二十八日)から施行する。

2 改正法附則第二条第一項の適用を受ける再処理施設に関するこの府令による改正後の第四条の適用については、同条中「申請書等(法第四十四条第一項の指定若しくは同条第三項の承認又は法第四十四条の四第一項の変更の許可若しくは同条第三項の変更の承認に係る申請書及び法第六十二条第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。第六条の二において同じ。)」とあるのは、「申請書等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十二号)附則第二条第二項の規定に基づき提出された書類及び法第四十四条の四第三項の変更の承認に係る申請書をいう。第六条の二において同じ。)」とする。

3 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二六日総理府令第五九号)

この府令は、この府令の施行の日の前日までにこの府令による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第五条第一項に基づいてされた申請に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十六条第一項の使用前検査の実施については、この府令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「新規則」という。)第六条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

4 この府令の施行の日の前日までに溶接作業に着手した容器又は管についての法第四十六条の二第一項又は第四項の溶接検査の実施については、新規則第七条の四の規定にかかるらず、なお従前の例による。

5 科学技術庁長官は、この府令の施行の日の前日までにその溶接についての検査が終了した容器又は管について、法第四十六条の一第一項又は第四項の溶接検査に合格するものと認めたときは、新規則第七条の八の規定にかかるらず、溶接検査合格証を交付するものとする。

附 則 (昭和六三年七月二六日総理府令第四一号)

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

し、再処理事業者が改正法附則第三条第二項の規定による認可を受けた場合は、この限りでない。

第三条 この省令の公布の際現に法第五十条の三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日までに、この省令による改正後の使用済燃料の再処理の事

業に関する規則第十九条第一項の規定の例により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(施行期日) 附 則 (平成一八年一二月二六日経済産業省令第一一九号)

この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年一月一日）から施行する。

附則（平成二〇年三月八日経済産業省令第二四号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第
二の製造の事業に関する規則第六条の二の改正規定、第二条中

の製錬の事業に関する規則第六条の二の改正規定、第二条中核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の九の改正規定、第三条中使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三の改正規定、第四条中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の三の改正規定、第六条中核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条の二の改正規定（「第五十一条の十六第三項」を「第五十一条の十六第四項」に改める部分を除く。）、第八条中使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条の改正規定及び第九条中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の改正規定については、平成二十年七月一日から施行する。

附見(三)昭和二十一年六月二十日経済産業省令第四三号(施行規則)

（施行期日）
この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。

(経過措置) 二の省令の公布の際現こ該原料物質、該燃料物質及び原子炉の規制こ関する法律第五十条第一

項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規

規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）
この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

日) から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成〇〇年〇〇月〇〇日 経済産業省令第八七号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条までの及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の公布の際現に規制法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者

は、平成二十一年三月二日までに、この省令第二条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定の別表により保安規定を定め、これを記載して申請書を満

雪美に聞かれて、大臣は第一項の規定の係りに依る規定を定め、これを詔書して大臣に詔書を給す。

(施行期日) 平成二年三月三日経済産業省令第一八号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(附圖備置)

第二条 〔省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者等、平成二十一年九月三十日までに該当する者等の登録の手続〕

月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているもののみなす。

前項の規定は、この省令の施行の際現にこの省令第二条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第三条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第五条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第六条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

附 則 （平成二二年一月二六日経済産業省令第三号）抄
(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 第二条 この省令の公布の際現に規制法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十二年四月三十日までに、この省令第一条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則 （平成二二年七月二六日経済産業省令第四四号）
(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 第二条 この省令の施行の際現に法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十三年六月十日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、この省令の規定による改正後の第十二条の二並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二四年三月一九日経済産業省令第二二号）
(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」）

場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第五号新規制法第五十条の三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新再処理事業規則第十九条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る）を申請しなければならない。

第十三条 新再処理事業規則第十九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にるべき第五号新規制法第五十条の四の二第二項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。

附 則 (平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一〇日原子力規制委員会規則第七号)

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二二日原子力規制委員会規則第一〇号)

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、これらの規定による核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十九条第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第九十六条第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究開炉規則」という。）第九十七条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日までに、新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十六条第一項第四号又は新研究開炉規則第九十七条第一項第四号に掲げる事項に係るものについて

は公布の日から起算して一年を経過する日までに申請しなければならない。

前項の規定により新再処理規則第十九条第一項第五号及び同項第十三号、新実用炉規則第九十六条第一項第五号及び同項第十四号又は新研究開炉規則第九十七条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、

当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第九十七条第一項第五号及び同項第十四号、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十六条第一項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十七条第一項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ及び同項第二十六号ハ、同項第二十二号ホ及び同項第二十六号ハの規定にかかるなお従前の例によるものとし、並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十六条第一項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十七条第一項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号ハ、同項第二十二号ホ及び同項第二十六号ハの規定は適用しない。

項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」といふ。）第十六条の二第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第九十七条第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研究開炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一

号第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十二条第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行った証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

第一項の規定により新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十二条第二項第一号又は新研開炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年四月三日原子力規制委員会規則第四号)

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれ相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布的日から施行する。

（施行期日）

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この規則は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

（経過措置）

第一条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

（施行期日）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 第一条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」といふ。）といふ。）第十六条の二第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第九十七条第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研究開炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一

号第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十二条第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

第一項の規定により新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十二条第二項第一号又は新研開炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（施行期日）

この規則は、公布的日から施行する。

（経過措置）

第一条 第一条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」といふ。）といふ。）第十六条の二第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第九十七条第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研究開炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一

号第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十二条第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

第一項の規定により新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十二条第二項第一号又は新研開炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（施行期日）

この規則は、公布的日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第七条の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研開炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第六十条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかる、なお従前の例による。

第十一条 施行日前に旧加工規則第七条の八の二第二項第一号、旧再処理規則第十六条の二第一項第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十二条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十二条の二第一項の規定により策定された計画は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第十二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月三〇日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

十 新再処理規則 この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。
十一から二十まで 略
二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

附 則 (令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号)

(施行期日) この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

第十三条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転

等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料

九 条の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研開炉規

則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規

則第八条の三から第六十条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物

管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三か

ら第二条の十一の十二までの規定にかかる、なお従前の例による。

第十四条 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 から八まで 略
九 旧再処理規則 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

第十五条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。)を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかる、なお従前の例による。(定義)

第十六条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 から八まで 略
九 旧再処理規則 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

別記様式第1（第7条の13関係）（登録料所名・登記、契約料所名・登録料所名10・登記料所名14・登記料所名18・今元電子
株3・前略）

再処理施設の使用計画

原子力規制委員会

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日

工場又は事業用 所名	所在地	高活性物質の種別名											
		高活性物質の種別名											
年 度	目	生産物質受入量	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料	燃 料
年 度	月	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
年 度	上 期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年 度	下 期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年 度	合 计	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年 度	上 期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年 度	下 期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年 度	合 计	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

注1 燃料体の種類別に記載すること。

2 原子炉の製造させる前のウランの量を記載すること。

3 有用物質の種類別に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2 (第21条関係) (平成原子規8・全改・一部改正、令元原子規2・令元原子規3・一部改正)

年度 期放射線管理等報告書

年月日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称
	所 在 地

1 放射性廃棄物の箇所等の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類				
	⁸⁸ Kr	¹³¹ I	¹³³ I	³ H	¹⁴ C
排気					
外気監視					
口絶					
又設 は備					
合 計					
年間放出管理目標値					

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類		全粒子状物質	
	アルファ線を放出する全放射性物質	ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質		
排気				
外気監視				
口絶				
又設 は備				
合 計				

年間放出管理目標値		
-----------	--	--

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定の箇所等	濃 度		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平 均 値	最 高 値(注2)	平 均 値	最 高 値(注2)	平 均 値	最 高 値(注2)
排気						
外気監視						
口絶						
又設 は備						
合 計						

② 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

① 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の種類別の年間放出量

種類	年間放出量		年間放出管理目標値	

② 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の濃度の3月間にについての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

種類	濃 度		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平 均 値	最 高 値(注2)	平 均 値	最 高 值(注2)	平 均 値	最 高 値(注2)

③ 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の量の3月間にについての平均値及び最高値並びに合計値

(単位: Bq)

種類	前半の3月間(月～月)			後半の3月間(月～月)		
	平均値 (注3)	最高値 (注4)	合計値 (注5)	平均値 (注3)	最高値 (注4)	合計値 (注5)

(3) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等(注6)

放射性廃棄物 の種類 量	低レベル液体廃棄物		低レベル固体廃棄物		
	低放射性 濃縮液 (m ³)	スラッシュ (m ³)	廻游媒 (m ³)	ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

放射性廃棄物 の種類 量	高レベル液体廃棄物		高レベル固体廃棄物		
	高レベル 液体廃棄 物 (m ³)	せん断被 覆片等 (本相当)	使 用 済 等 (本相当)	試料ビン 等 (本相当)	ガラス固 化 体 (本)
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位: 体)

貯蔵施設名称	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
使用済燃料の種類				
前年度末貯蔵量				
当該年度の受入量				
当該年度の処理量				
当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度末貯蔵量				
貯蔵施設容量				

3 放射線業務從事者の線量分布(注7)

(I) 放射線業務從事者の1年間の線量分布

放射線 業務從事者	線量分布(人)				
	0.1 mSv 以下	0.1 mSv を越え1 mSv以下	1 mSvを 超え2 mSv以下	2 mSvを 超え5 mSv以下	5 mSvを 超え10 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線 業務從事者	線量分布(人)				
	10 mSvを 超え15 mSv以下	15 mSvを 超え20 mSv以下	20 mSvを 超え25 mSv以下	25 mSvを 超え30 mSv以下	30 mSvを 超え35 mSv以下
職員					
その他					
合計					

総量 放射線業務従事者	総量分布(人)				
	35mSvを 超え、40 mSv以下	40mSvを 超え、45 mSv以下	45mSvを 超え、50 mSv以下	50mSvを 超えるもの	合計
職員					
その他					
合計					

総量 放射線業務従事者	総線量 (人・Sv)	平均総量 (mSv)	最大総量 (mSv)		
職員					
その他					
合計					

(2) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の総量分布

総量 放射線業務従事者	総量分布(人)				
	0.1mSv を超え、1 mSv以下	0.1 mSv を超え、1 mSv以下	1 mSvを 超え、2 mSv以下	2 mSvを 超え、5 mSv以下	5 mSvを 超えるもの
前半の3月間 (~月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (~月)	職員				
	その他				
	合計				

総量 放射線業務従事者	総量分布 (人)	総量分布(人)			
		総線量 (人・Sv)	平均総量 (mSv)	最大総量 (mSv)	
前半の3月間 (~月)	職員				
	その他				

後半の3月間 (~月)	職員	その他	合計	合計		
				総量分布 (人)	総線量 (人・Sv)	平均総量 (mSv)

4 一般公衆の実効線量の評価(注8)

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

気体状の放射性廃棄物による実効線量	線量評価地点における線量		
	μSv/年	方位	距離 km

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	μSv/年

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

(1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

(2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

(3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

(4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度(測定の結果、検出限界未満(ND)の場合に限る。)を注釈として欄外に記載すること。

(5) 1(1)①の表について、指定された放射性物質以外のもの(天然核種を除く。)を検出した場合は欄を追加して記載すること。

(6) 1(2)のそれぞれの表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの(天然核種を除く。)を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

3 3月間における放出量の1日当たりの平均値を記載すること。

4 保安規定に定められた期間当たりの放出量の3月間における最高値を記載すること。

5 3月間における放出量の合計値を記載すること。

6 「液体状及び固体质の放射性廃棄物の保管量等」について

(1) 低レベル及び高レベル固体廃棄物について、原則として、200リットル

- (2) ドラム缶の本数で記載すること。
(3) 200リットルドラム缶に入つてないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

(4) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

(5) ガラス固化体等特定の容器を使用しているものは、当該容器の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。

(6) 工場又は事業所の保管方法に合わせ、高純度又は溶液についての高レベル／低レベルの区分を変更しても良い。

(7) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の溶液については除くこと。ただし、ガラス固化する前の高レベル液体廃棄物を保管している場合には、その保管量を記載すること。

(8) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄物又は溶液の量を記載すること。

(9) 廃止措置に伴つて発生する液体及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると再処理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要なないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合は、当該施設の名称とともに保管量を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

7 「放射線業務従事者の総量分布」について

(1) 「職員」とは、再処理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

(2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

(3) 同一人が2以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、1人として算出すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「総量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均総量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大総量」については、その評価値を記載すること。

(5) 3(l)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

8 「一般公衆の実効線量の評価」について

(1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。

(2) 実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

(3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3（第22条関係）(平11政第15・追加、平12政第118・平14政第48、平15原子
規8・令元原子規5・令元原予規3・一部改正、令2原子規12・別記様式第4修正上・一部改
正)

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(又は使用済燃料の再処理の事業に関する規則)第1条第1項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。